

マイナポイント **第2弾** が開始されました

問 住民生活課住民係(3・4番窓口) ☎64-1102



令和4年1月1日からマイナポイント第2弾として、まず①のポイント付与が開始されました。

②③のポイント付与については、令和4年6月頃開始予定。

①②③のポイント申込期限は、令和5年2月末となっています。

ただし、ポイント申込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限は、令和4年9月末までです。

1

- ・マイナンバーカードを新規取得された方
- ・マイナンバーカードを既に取得されていて、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方

最大5,000円相当のポイント

2

- ・マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方(既に申込みがお済みの方も含む)

7,500円相当のポイント

3

- ・公金受取口座の登録を行った方(口座登録手続きは令和4年春頃開始予定)

7,500円相当のポイント

*令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までのポイントの付与を受けることができます。

*詳しくは、パソコンまたはスマートフォンより、検索してください。

マイナポイントは、 、マイナンバーカードは、

なお、役場1階 3・4番窓口においてもカード申請のお手伝いを行っています。

古民家等活用セミナーを実施します!

問 政策企画課政策企画係(15番窓口) ☎63-2552

湯浅町では、空き家等を活用した地域活性化に向けた取組みを推進しており、令和2年度、古民家活用実施方針を策定しました。この方針に基づき、広川町と連携したまちづくりを進めていくため、次の日程で古民家等活用セミナーを実施します。古民家を持っている方、古民家活用に興味のある方は、ぜひご参加ください。

日 時 2月17日(土)

第1部 15:00~16:30

第2部 19:00~20:30

※各部先着50名まで

※内容は両部とも同じです

場 所 湯浅えき蔵3階 地域交流センター

主 催 湯浅町、広川町、一般社団法人ノオト

講演内容 古民家等の活用方法、古民家を活用した今後のまちづくり等

講師：一般社団法人ノオト代表理事

藤原 岳史 氏

東京・海外でのIT企業等を経験したのち、故郷である丹波篠山を拠点に、兵庫県内を中心に古民家再生に取り組む一般社団法人ノオトの立上げにかかわる。

2016年秋には、国家戦略特化の認定事業として、複数の古民家のフロントを一元管理する「篠山城下町ホテルNIPPONIA(ニッポニア)」を開業させ、約150棟以上もの古民家再生・活用を手掛けてきた。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、内容変更または中止となる場合があります。